

# グリーン公共調達および環境ラベル基準の国際調和に係る主要国との議論（抜粋）

## 国際シンポジウム「世界のグリーン公共調達と環境ラベルの最新動向」

### ■開催概要

日 時：2016年12月8日(木)10:00～16:30

会 場：東京ビッグサイト 会議棟6階 607・608 会議室

主 催：環境省、(公財)日本環境協会

言 語：日英同時通訳

参加者：事前登録者数 197名、当日参加者数 158名

### ■プログラム

#### 1. 開会の挨拶

正田 寛（環境省 大臣官房審議官 自然環境局・総合環境政策局担当）

#### 2. 基調講演

『持続可能な消費と生産(SCP)パターンへの転換に向けた日本の取組み』

平尾 雅彦（東京大学大学院）

#### 3. 日本の最新事例紹介

『横浜市におけるグリーン購入の取組～調達目標 100%を目指して』

越智 洋之（横浜市環境創造局）

#### 4. 世界のグリーン公共調達と環境ラベルに関する優良事例と最新動向

[講演①]『ドイツのグリーン公共調達と環境ラベル・ブルーエンジェルとの最新動向』

Dr. Kristin Stechemesser（ドイツ連邦環境庁(UBA)）

[講演②]『アメリカのグリーン公共調達の最新動向』

Mr. Kevin Funk（アメリカ連邦調達庁(GSA)）

[講演③]『ベトナムのグリーン公共調達と環境ラベル・ベトナムグリーンラベルの最新動向』

Ms. Pham Anh Huyen（ベトナム天然資源環境省(MONRE)）

[講演④]『韓国でのグリーン公共調達と環境ラベル・韓国環境ラベルの最新動向』

Mr. Kyunghoon Ahn（韓国調達庁(PPS)）

[講演⑤]『タイのグリーン公共調達と環境ラベル・タイグリーンラベルの最新動向』

Ms. Jarinporn Tippamongkol (タイ公害監視局(PCD))

[講演⑥]『台湾のグリーン公共調達と環境ラベル・タイグリーンラベルの最新動向』

Mr. Chin-Yuan Chen (台湾環境発展財団(EDF))



国際シンポジウムの様子

【基調講演】「持続可能な消費と生産(SCP)パターンへの転換に向けた日本の取組み」平尾雅彦氏(東京大学大学院)

環境省グリーン購入法特定調達品目検討委員やグリーン購入ネットワーク会長、エコマーク運営委員会委員長などを歴任されている平尾雅彦教授からは、基調講演として「持続可能な消費と生産パターンへの転換に向けた日本の取組み」と題し、国際シンポジウムの主題であるグリーン購入について日本の取組を解説いただいた。



日本の取組に触れる前に、まずグリーン購入を取り巻く世界的な動向について紹介された。Sustainability・持続可能性をキーワードとして、1987年にブルランド委員会で提唱された「将来の世代のニーズを充足する能力を損なうことなく、現在の世代のニーズを満たすような発展」と定義した「Sustainable Development・持続可能な発展」を採り上げるとともに「Sustainable Consumption and Production(SCP)・持続可能な消費と生産」について説明された。そこで、企業活動の持続可能性評価を、環境・社会・経済の3側面から見るトリプルボトムラインという考え方が、現代の企業活動で重要な視点になると主張した。つまり、これまで経済合理性を追求してきた企業活動は、その企業活動が与える環境及び社会影響を把握し、自らのビジネスモデルに組み入れ、展開していくことが、新しい価値基準となることを示しているとした。その考え方の世界的な関心をさらに高めたのが、2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」とその達成目標を示した「Sustainable Development Goals(SDGs)・持続可能な開発目標」であった。SDGsは、その名の通り全世界・全人類の持続可能な発展を目指した17目標と169ターゲットから成る国際社会共

通の目標である。

その中で、グリーン購入と密接な関係がある「目標 12：持続可能な消費と生産パターンの確保 - つくる責任つかう責任」を採り上げた。SCP パターンの実現のためには、モノをつくる供給側だけでなく、そのモノをつかう需要側もともに連携した取組が求められている。ターゲット 12.7 として設定され、シンポジウムのキーワードである「持続可能な公共調達の慣行を促進する」にも触れ、グローバリゼーションの進む現代において、世界から同分野の専門家が集まり、知見共有する本シンポジウムの重要性を強調した。

一方、SDGs の重要性は理解するものの、企業活動への関連付けの難しさを抱える企業に対しては、国連グローバルコンパクトなどが他機関と合同で作成した「SDGs コンパス」を参考としながら、まず重要なのは企業活動の範囲内で取り組むことができることから始めることであると述べた。具体的なプロセスとしては、企業活動から現在抱える優先課題を特定し、SDGs と照らし合わせながら自らの事業を精査するなかで SDGs に到達できる目標を設定し、その目標を企業経営に統合していくことを推奨した。一例としては、企業活動におけるバリューチェーンにおいて、グリーン購入の実施といったすぐ実施できる取組から、自社製品のリユース・リサイクルシステムを構築することによる新しいビジネスの創出など長期的な取組を紹介した。さらに、グッドプラクティスとして、ペットボトルの製造メーカー、飲料メーカーとリサイクル業者の 3 社が取り組み、表彰を受けたケミカルリサイクルによるペットボトルの循環利用を紹介した。

続いて、地球温暖化の観点からグリーン購入について述べた。2015 年 12 月の COP21 にて、すべての条約加盟国が参加する地球温暖化対策の全世界的な枠組みである「パリ協定」の締結は記憶に新しいものであった。しかし、日本の年間 CO<sub>2</sub> 排出量はおおむね 12～13 億トンであり、このパリ協定における日本の目標を鑑みると、削減に取り組むことの優先度は非常に高いものがあると述べた。特に興味深い点として、CO<sub>2</sub> 排出量を間接排出量でみた場合、家庭やオフィスが排出する CO<sub>2</sub> が約 35% と多くを占めることを指摘し、我々の調達・購買行動においていかに環境面を配慮することが重要であるかを強調した。さらに、産業部門や輸送部門での排出量は、我々の生活を充足させるために排出するものであり、各部門の調達や我々の購買行動が、その上流に強い影響力があるとし、グリーン購入の重要性を補足した。適切な調達・購買活動を実践するためにとっても参考となるのが、エコマークやカーボンフットプリントといった環境ラベルの活用である。環境配慮型製品の製造や環境ラベルを活用した製品の環境情報の適切な伝達といった生産側の行動と、そのような環境情報をもとに環境配慮行動を実践していくという消費側の行動がともに進むことが、SDGs や SCP の実現につながるカギであるとし、基調講演を締めくくった。

#### **【日本の最新事例紹介】「横浜市におけるグリーン購入の取組～調達目標 100%を目指して」 越智 洋之氏(横浜市環境創造局)**

横浜市は、国が策定する基本方針に基づいて調達方針を作成し、グリーン公共調達を実施している。複数の品目については、国が定めた特定調達物品の判断の基準より厳しい独自基準を設定するほか、調達目標 100%を掲げた積極的な取組を実施している日本の先進

的事例の一つである。例えば、木質オフィス家具ではシックハウス症候群予防という健康的観点から、より厳しいホルムアルデヒドの基準を設定し、自動車では電気自動車やプラグインハイブリッド自動車等の低公害車を優先的に調達する方針を定めている。物品の調達以外にも環境配慮契約法に基づき、グリーン電力の調達も積極的に進めている。

グリーン調達の実績状況についても、年2回の不適合品調達調査や4年に1回の全数調達調査を実施し、その調査結果を公表するなど調達情報の透明化に努めている。それらの結果から、グリーン購入ネットワークが実施した地方公共団体1,778団体の取組度の評価において1位を獲得した。

一方、規模の大きな自治体が抱える課題として、定期的な人事異動がグリーン調達に係る知識と経験の蓄積を阻害し、高い調達率を維持することの難しさを挙げた。そこで、担当者にグリーン調達について学んでもらうツールとして、eラーニングによる研修ツールを開発した。より効果的かつ効率的に習得できるように、各10分で基礎編・実務編の2部構成とし、ナレーションの声まで考慮するなど工夫した結果、職員から好評を博したほか職員からの電話による問い合わせが減るなどの成果があったことを紹介した。さらには、庁内LANを活用した庁内報を作成し、継続的にグリーン調達に関する情報を発信するほか、単なる情報の羅列ではなくクイズ方式にするなど読み手の興味を引くさまざまな工夫を凝らしつつ、高い調達率を目指した取組を日々実施している。



## 世界のグリーン公共調達と環境ラベルに関する優良事例と最新動向

### [講演①]「ドイツのグリーン公共調達と環境ラベル・ブルーエンジェルとの最新動向」Dr. Kristin Stechemesser(ドイツ連邦環境庁(UBA))

ドイツ連邦環境庁の Dr. Kristin Stechemesser は、同庁で GPP と環境ラベル・ブルーエンジェルに携わるほか、同庁は EU エコラベルのドイツでの管轄機関であることから、Stechemesser 氏も EU エコラベルに関わるなど同分野の知見が深い。その Stechemesser 氏から、ドイツの最新事例を説明していただいた。

まず、ドイツのタイプ I 環境ラベルである「ブルーエンジェル」について紹介した。ブルーエンジェルは、1978 年に開始された世界で最も歴史のあるタイプ I 環境ラベルであり、120 を超える製品カテゴリにおいて、約 1,500 事業者の約 12,000 商品・サービスが認定を受けている。他のタイプ I 環境ラベルと比べて特徴的な点は、ブルーエンジェルの運営にさまざまな機関が携わっていることである。ドイツ連邦環境・自然保護・建設・原子力安全省(BMUB)がブルーエンジェルの所有権を有し、ドイツ連邦環境庁(UBA)が基準策定や調査研究、ドイツ品質保証・表示協会(RAL)が認証機関としての役割を担い、多様なステークホルダーが参加する審査会(Jury)が意思決定機関として関わることで、その信頼性を担保している。ブルーエンジェルを取得するためには、



申請から契約まで2か月程度の期間を要し、250ユーロの審査料が必要である。年間の使用料は、ブルーエンジェル認定製品の年間売上高に応じて、270ユーロから6,000ユーロの範囲で定められている。

ドイツでは、2年に1度、ドイツ国内を対象に環境意識調査を実施している。ブルーエンジェルが9割以上と最も高い認知度を誇るものの、消費者の購買行動の意思決定への影響が小さいことを課題として挙げた。

ドイツのGPPは、1987年にGPPに関連した最初の取組がスタートし、欧州委員会(EC)が公布したEU公共調達指令をもとに法体系を整備している。2014年に改正されたEU公共調達指令を受けて、ドイツ国内法を改正したことで、入札プロセスにおけるブルーエンジェルの活用が容易になり、GPPにおけるブルーエンジェルへの役割が増すと期待されている。具体的には、要求する技術仕様の付属書として、ブルーエンジェル基準を添付することができるほか、ブルーエンジェルの取得をもって要求仕様の適合とみなすことができるようになった。ドイツは連邦制を採用しており、各州における権限が大きいこともあり、GPPへの取組を義務とする一方、連邦政府レベルでは推奨レベルであること、モニタリングが行われていないことを今後の課題として述べた。

## 【講演②】「アメリカのグリーン公共調達の最新動向 Mr. Kevin Funk(アメリカ連邦調達庁(GSA))

Mr. Kevin Funkは、アメリカ連邦調達庁(GSA)で持続可能な調達のためのプログラムリーダーを務めるほか、責任ある企業行動に関するホワイトハウスの政策委員会など、多くの要職を歴任されている。そのFunk氏より、アメリカの公共調達と環境ラベルの最新動向について発表いただいた。

Funk氏は、アメリカの公共調達において環境配慮を取り入れた取組は以前からあったと述べ、1992年に制定された「エネルギー政策法」から説明した。同法では、エネルギー関連の目標設定のほか、水や車用燃料の使用を管理するといった内容であった。続く主要な法律としては、エネルギー管理やGPPについてさらに厳しい要件を課した2005年の「エネルギー政策法」、再生可能燃料・電気などを車両に活用することや物品や建物にエネルギー効率性を求めた2007年の「エネルギー独立・安全保障法」を挙げた。Funk氏曰く、アメリカではGPPに特化した法律ではなく、上記などの法律や大統領令などによりGPPの法的枠組みが整備されていると解説した。続いて、GPPに関連した大統領令の簡略な経緯について紹介し、現在、GPPの法律を包含する大統領令として「大統領令 No.13693」について触れた。また、これらの法規則は連邦政府機関を対象としたものであり、日本の都道府県にあたる州政府のGPPについては、各州が規定することになる。

法律及び大統領令の公布以降は、その法律を実施するための規則が整備される。GPPに関する法律や大統領令を実施するための規則は、「Federation Acquisition



Regulations(FAR)」と呼ばれ、さらに各省庁においてもより詳細な規則を策定している。GSA では、ガイドンスである FAR よりもさらに詳細に記載した「General Service Acquisition Manual Part 523」という規則を作成している。アメリカの連邦政府機関にとっては、GPP への取組は義務であり、原則、環境ラベル製品の調達求められる。要求される環境ラベルは、Energy Star、Watersense、Smartway、BioPreferred といった政府系が運用する環境ラベルと、それらを補完する EPEAT、GreenGuard、Green Seal といった非政府系が運営する環境ラベルがある。そして、調達する製品に応じて求められる環境要件や環境ラベルを容易に特定できる「Green Procurement Compilation」というツールを提供している。

さらに、環境配慮以外にも、社会および経済的側面も考慮することが求められ、中小企業や女性所有企業、障害者を雇用している会社等への優遇措置や配慮を行うとともに、サプライチェーンにおける人権や労働といった観点も挙げられている。そのような持続可能性に関するリスクの特定をサポートする「SF ツール」も開発し、調達担当者への理解を促している。

また、持続可能な調達を適切に実行するため、企業選択が重要であると述べた。アメリカでは、調達担当者が契約企業の評価を文書化し、その情報をデータベース化することで、他の調達担当者が企業選択の参考とすることができる。

続いて、モニタリングについて解説した。まず、発注・契約時に調達する持続可能な製品・サービスの要求事項及び例外事項、サステナビリティレポートに関する要求事項を文書化する。契約後は、その持続可能性に関する要求事項を満たしていることを示す証明書類やサステナビリティレポートをもって、適合を確認する。そして、調達担当者がその結果等を「Federal Procurement Data System」に入力することになる。調達担当者の負担を軽減させるために、調達の前後で適切に要求事項を確認するためのプロセスについて解説するサポートツール「Verifying Delivery of Sustainable Products and Services」を作成し、それは SFTool にも組み込まれている。

また、すべての連邦政府機関は、「戦略的サステナビリティ・パフォーマンス計画」を作成しなければならず、その中で、持続可能な調達に関するプログラムにおいて、持続可能な調達を深化させるための今後の取組に関する計画とともに、現在実行している取組の概要を組み入れる必要がある。規模の大きい連邦政府機関については、調達契約に持続可能性に関する要求事項が含まれているか確認するための監査を、対象調達契約の5%について年2回実施することが求められている。さらに、車両や建物から排出される温室効果ガスの削減量といった項目とともにサステナビリティ・スコアカードに入力し、ホワイトハウスに提出が必要であるなど、その報告は多岐にわたっている。

最後に、今後取り組むべき課題について述べた。まず、より GPP を効率的かつ効果的に実施していくためにも、モニタリング・報告システムにおいて適切な情報を把握することが重要であり、調達側及び供給側の双方に適切なトレーニングを継続的に実施することを挙げた。複雑化するさまざまな要件を既存の調達プロセスに組み込み、可能な限り簡潔かつシンプルな取組にしていきたいと、その意気込みを語った。

**【講演③】「ベトナムのグリーン公共調達と環境ラベル・ベトナムグリーンラベルの最新動向」 Ms. Pham Anh Huyen(ベトナム天然資源環境省(MONRE))**

Ms. Pham Anh Huyen は、ベトナム天然資源環境省(MONRE)にてベトナムグリーンラベルと海外環境ラベルとの国際協力を担当しているとともにベトナムでの GPP に関する規則の策定にも携わっており、ベトナムの同分野に関する現状と将来展望を共有していただいた。

ベトナムグリーンラベルは、ベトナムにおける持続可能な消費と生産を実現することを目的として 2009 年に

MONRE が主導し、開始された ISO14024 に準拠するタイプ I 環境ラベルである。同制度は、所管官庁である MONRE のもと、認定業務を担うベトナム環境総局(VEA)、対象カテゴリの選定や基準策定にも携わるベトナムグリーンラベル評議会、市場調査や基準案を作成する技術委員会によって運営されている。さらに MONRE により設置されたベトナムグリーンラベル事務局が、申請の受付や普及活動などの同制度の事務局業務を担っている。

ベトナムグリーンラベルは、現在、14 基準が制定されており、4 企業、54 製品が認定を受けている。そのうちの 2 社は日系企業である。基準策定については、他のタイプ I 環境ラベルと同様に、市場動向や市場調査により対象カテゴリを選定し、事業者や消費者、外部の専門家との協力のもと策定していく。ベトナムグリーンラベル評議会が基準案の最終確認が行われたのち、MONRE にて承認を受け、大臣が署名することで、基準として正式に制定される。

申請から認定までは、「Circular 41」という通達に従ったプロセスで行われる。まず、申請の適格性が、申請書の提出から 5 営業日以内に判断され、申請書類に不備がなければ、20 営業日以内に基準の適合性について評価される。最後に、ベトナム環境総局長官の承認・署名をもって認定となる。全体ではおよそ 1 か月を要する。また、ベトナムグリーンラベルを通じた環境配慮行動を企業・社会に推奨するという背景から、申請手数料や年間使用料は課されていない。

続いて、ベトナムの GPP の状況について解説した。ベトナム GPP は、グリーン成長や持続可能な消費と生産の促進を目的に、すでに政府の政策や規則のなかにそれらの概念が盛り込まれているという。例として、2012 年に首相による「ベトナムグリーン成長戦略」や 2016 年の「持続可能な消費と生産のための行動計画」を挙げた。具体的な法規としては、2013 年に制定された「公共調達法」とその実施規則(2014 年)、2014 年の「環境保護法」とその実施規則(2015 年)を挙げた。環境保護法の 44 条には、政府予算の付与された機関の長は、法規制のもと、環境ラベル認定製品・サービスの優先調達を実施する責任を担うとその取組が記載されている。しかし、公共調達法と環境保護法の整合性や調達における社会的側面の導入について課題があると挙げた。その課題を解決するために、MONRE が財務省と協力し、GPP に関する Circular を翌 2017 年に発行することを予定している。さらに、ベトナムグリーンラベル認定製品がまだ少ないため、調達に必要な供給量を確保できていない点も課題として掲げ、普及活動に注力している。

最後に今後の取組について触れた。GPP に関する基本的な法体系が整備されつつあるもの



の、調達担当者の理解や経験がまだ不足していることから、積極的に GPP の取組の重要性をガイドラインの作成やさまざまな研修を実施することで広めていくとのこと。そのためにも、ベトナムグリーンラベル制度自体のさらなる充実が必要で、政府により調達される規模の大きい分野から、ベトナムグリーンラベル基準の整備を積極的に進めていきたいとして、発表を締めくくった。

#### **[講演④]「韓国のグリーン公共調達と環境ラベル・韓国環境ラベルの最新動向」 Mr. Kyunghoon Ahn(韓国調達庁(PPS))**

韓国調達庁(Public Procurement Service: PPS)にてショッピング企画課長補佐として GPP に携わっている Mr. Kyunghoon Ahn からは、韓国 GPP と環境ラベルの最新動向が解説された。

PPS は、その名の通り、韓国における調達契約の管理をはじめ、市場の安定性を目的とした物品・資産・資源の管理、調達オンラインシステム「KONEPS(Korea Online EProcurement System)」の運営を担っており、韓国の公共調達の 70%がこの KONEPS を通じて行われていると述べた。



韓国の GPP は、2005 年の「環境配慮型商品の購入促進法」制定を契機に本格的に開始した。約 880 の政府機関及び公共機関がその対象となっており、その取組は義務となっている。調達すべき環境配慮型製品は、韓国環境ラベル製品、グッドリサイクル製品もしくは韓国環境部の基準を満たす製品と定義されている。2015 年 10 月時点で韓国環境ラベルは 156 製品カテゴリで約 2,400 企業の約 16,000 製品が認定され、グッドリサイクルは 15 製品カテゴリで約 200 企業の約 240 製品が認定を受けている。

韓国環境部が管轄し、韓国環境産業技術院(KEITI)と PPS がそれぞれの役割を担う形で、韓国の GPP は展開されている。KEITI は、GPP に関する計画やモニタリング、評価、環境省への報告義務を有し、一方、PPS は KONEPS を管理し、その調達情報を KEITI と共有するとともに調達担当者へのトレーニングを実施している。また、韓国では行政機関の行政機能の評価する制度があり、GPP の取組度合がその評価の一部となっている点も韓国 GPP の特徴として挙げた。

続いて、グリーン成長やグリーン技術の支援として PPS が取り組んでいるさまざまな取組を紹介した。PPS は、グリーン・テクノロジー・クオリティ製品を指定し、公共調達への活用を促進するとともにミニマム環境基準製品制度を立ち上げ、グリーン製品の需要喚起を促している。ミニマム環境基準製品は、2015 年の環境配慮製品の総調達量の 47%、約 30 兆ウォンを占めるに至っている。そのほかには、ガイドラインの作成や調達担当者向けのトレーニングを実施するなど、GPP の取組をより効率的かつ効果的に実施できるようにサポートしている。

さらに、環境配慮を組み入れた入札評価制度を実施している。エアコンや冷蔵庫、エレベーターといった 10 品目を高エネルギー消費製品とし省エネ性の優れた製品の調達を促



進している。また、製品・サービスのライフサイクルを通じた CO<sub>2</sub> 排出量を評価する観点を入札に加え、スコア形式で契約企業を選定することとした。そのスコアは、価格が 40%、パフォーマンスと環境(炭素排出)がそれぞれ 30%で、最も高いスコアの企業が選択される仕組みとなっている。

また、環境に配慮された建材の使用やグリーンビルディングにも力を入れている。上述のミニマム環境基準製品は同分野にもカテゴリを有し、その調達を推進している

最後に、韓国 GPP の成功要因として、さまざまな法令の策定と、PPS が運用する電子調達システムとリンクさせたモニタリングシステム、グリーンパフォーマンス評価、財政的かつ社会的インセンティブの付与を挙げた。一方、課題として、調達担当者が定期的に変化する中で GPP に関する理解と経験の蓄積、間接調達の管理を挙げた。今後は、それらの課題を踏まえて、更なる GPP の発展のため、製品グループの多様化を図ることで需要を喚起させること、PPS を通じた調達についてモニタリングを行うため外部システムとのリンクをしていきたいとその展望を述べた。

#### **[講演⑤]「タイのグリーン公共調達と環境ラベル・タイグリーンラベルの最新動向」 Ms. Jarinporn Tippamongkol(タイ公害監視局(PCD))**

タイの GPP を主導しているタイ天然資源環境省公害監視局(PCD)の Ms. Jarinporn Tippamongkol からタイの取組について解説された。

タイ国家の中期的 5 年計画である「国家経済社会開発計画(NESDP)」及び「環境品質管理計画(EQM Plan)」にて、環境に配慮された製品・サービスの市場を創出するために、行政機関が率先してグリーン公共調達を行うことが盛り込まれていたものの、PCD が 2005 年に GPP の取組を開始するまで積極的な活動は行われていなかった。開放性、透明性、公平性、地方産業界の育成の 4 点を公共調達の原則として掲げ、2008 年に「第 1 次 GPP 計画」が閣議決定されたことで、タイの GPP が実質的に開始されたと説明した。



第 1 次 GPP 計画の目標は、すべての中央政府機関(170 機関)に GPP の取組を導入することとし、オフィス用品をメインに 14 品目、3 サービス分野を GPP 対象品目として設定した。対象機関の GPP への取組は義務ではなく、推奨レベルであり、関連省庁やタイプ I 環境ラベルを運営しているタイ環境研究所(TEI)、国家科学技術開発庁(NSTDA)、民間企業など、多くのステークホルダーが関わった。

この GPP 計画においては取組及び報告義務はなく、自発的な取組であると前置きをしたうえで、第 1 次 GPP 計画の成果を次の通り説明した。GPP の取組規模は、報告された調達規模 9 億 2,925 万パーツのうち 5 億 7,002 万パーツが環境配慮型製品・サービスの調達であり、25,685 トンの CO<sub>2</sub> 排出量の削減、約 3 億パーツの外部費用の削減とともに、タイ・グリーンラベル製品の認定数が約 3 倍に増加したことを挙げた。特に、1993 年に TEI によって開始されたタイプ I 環境ラベルであるタイ・グリーンラベルは、本 GPP 計

画が契機となり、その認定数を増やした。

第1次 GPP 計画の成功を受けて、2013年には「第2次 GPP 計画」が閣議決定された。その対象範囲を地方自治体や公共機関、国立大学にまで拡大し、環境配慮型製品・サービスの需要をさらに促進させること、及び公的機関及び民間機関の持続可能な消費を支援することを目的としている。さらに、適切なモニタリングを通じて、より GPP 計画を発展させることを戦略として取り組んでいる。2016年10月時点の報告では、910以上の省庁が GPP を導入し、726機関における GPP 規模が半年間で約2億8,000万パーツとなっている。また、この第2次 GPP 計画が順調に実行された場合、約80億パーツの経済効果と約1,113万トンのCO<sub>2</sub>排出量削減が見込まれるという試算結果が、NSTDAより発表されている。

普及活動も積極的に実施しており、年5回程度、地方をメインに GPP に関するイベント・研修を開催し、一度に約200~300名が参加している。ガイドラインやマニュアルの作成をはじめ、環境配慮製品のデータベースやそのスマートフォン用アプリケーション、報告システムを開発し、取り組みやすさの改善に取り組んでいる。

現在、「第3次 GPP 計画」の作成に取り組んでおり、対象範囲をさらに民間企業にまで広げ、更なるグリーン調達への促進につなげたい考えを示した。新たな市場を開拓するため、電子調達を試験的に実施している。また、購入時の費用だけでなく、使用段階のコストといった製品・サービスのライフサイクル全体のトータルコストを考慮した調達を推奨し、タイ政府が率先してそのよう調達を行うことで市場の誘導を図りたいと、その高い意欲を述べた。

また、タイの GPP 基準はグリーンカート基準と呼ばれ、国家標準規格と国家環境基準をベースにライフサイクルアセスメントをもとに定めた環境基準を組み合わせた基準となっており、タイ・グリーンラベルと同等か少し緩い基準となっている。現在、新たに5品目を追加する予定で基準の作成を検討している。グリーンカートへの登録が、データベース掲載の条件となっているが、タイ・グリーンラベル取得製品については、1~2か月程度のデータベースのアップデートにあわせて自動的に掲載されることとなっている。グリーンカートの申請には、グリーンカート基準に適合することを示す証明書類等の申請書類をタイ語にて PCD に提出し、不備がなければ、通常2週間程度でデータベースに登録されることになる。グリーンカート費用は無料で、登録期間は2年。それ以降のデータベースへの掲載は、タイ・グリーンラベルの取得が必要となる。

#### **[講演⑥]「台湾のグリーン公共調達と環境ラベル・グリーンマークの最新動向」 Mr. Chin-Yuan Chen(台湾環境発展財団(EDF))**

Mr. Chin-Yuan Chen が所属する台湾環境発展財団(EDF)は、タイプ I 環境ラベル・グリーンマークを運営し、台湾環境保護署(EPA)と密接に協力し、台湾 GPP をはじめ台湾での環境政策に取り組んでいる。

Mr. Chin-Yuan Chen は、まず環境ラベルの役割について触れ、その製品・サービスが有するさまざまな環境情報を、わかりやすくかつ正確に消費者に伝達するコミュニケーション

ョンツールであると述べた。さらに、事業者に対しては、環境配慮に取り組むことはコストではなく、利益につながるのだという認識を浸透させるため、GPPを通じて経済的インセンティブを付与することの重要性を主張した。

台湾グリーンマークは、EPAが所有権を有するタイプ I 環境ラベルで、EPAが管理し、意思決定機関であるグリーンマークレビュー委員会のもと EDF が基準策定や認証業務などの主要業務を担当している。年間平均 1,700 製品がグリーンマークの認定を新しく取得する現状を受け、数年前に EDF が技術支援をする形で台湾電子検査センター(ETC)もグリーンマークの認定機関として関わることとなった。グリーンマークは 1993 年にスタートし、現在では 8 サービス基準を含む 150 基準を有し、ライセンス数は 1,327 となっている。さまざまなステークホルダーとの協力のうえ、基準を策定していくプロセスは他の環境ラベルと同じであるものの、業界団体から基準案の提案を受け入れる点を特徴の一つとして挙げた。基準の特徴としては、多くの基準書が数ページで完結する内容となっているが、これは実施可能な試験については可能な限り試験を実施したいという方針のもと、申請のための試験コスト削減を目的に、要求する試験を限定し、基準書と申請続きをシンプルにしたためという。ただし、基準内容は厳しい項目もある。プラスチックの RoHS 指令に関する基準項目については、一般的に要求されている基準値よりも大幅に厳しい基準値を設定するほか、試験要件についても要求する基準は高いという。また、数年前から、オンラインシステムを用いたグリーンマークの申請が可能となり、半年近く要していた審査期間が、約 1 か月に短縮されたとその成果を述べた。



台湾 GPP の目的も他国と同様に、政府機関の巨大な購買力を活用し、環境配慮製品の市場を創出及び育成することで、市場原理から環境配慮製品の価格を競争力のあるものとし、持続可能な消費と生産を実現するものとしている。44 品目が指定製品カテゴリとして、92%以上の調達をグリーンマーク製品とすることが求められる。また、グリーンマーク製品の調達にあたっては、認定されていない製品より 10%の価格優遇措置を与え、グリーンマーク製品の調達を促進している。

56 年前から、台湾銀行が共通供給契約を担っている。これは、約 4 万を数える台湾の公的機関が個別に交渉し、契約するのでなく、台湾銀行が一括して交渉・契約することでそのボリュームメリットを価格面及び効率面において最大限生かすために行われている。実際、EDF が把握している限りでは、台湾 GPP の約 90~95%はこの共通供給契約方式により調達されているとのことである。

また、EPA が管理しているオンラインモニタリングシステムは、この台湾銀行の共通供給契約システムと連携し、リアルタイムで調達状況を把握することができるようになっている。一方、調達担当者も自身の調達状況を容易に把握することができる。

課題として、調達比率の向上とさらなる持続可能な消費と生産の実現のため、調達担当者に GPP についてより理解を深めてもらうこと、環境配慮型製品の供給を増やすこと、より正確なデータを収集できるようモニタリングツールの開発・改善に取り組みたいと意欲を述べた。